

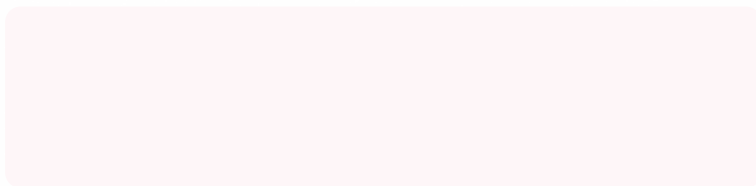
蓮田市エンディングノート

思いを伝える

第2版



蓮田市マスコットキャラクター
はずびい



はじめに

エンディングノートは、最期まで自身の尊厳を守るために、自身が希望する生き方や今後の人生、医療・介護に関する意思決定等について、家族や大切な人に伝えたい内容を記すノートです。

蓮田市では、このノートを市民とともに作成するために令和元年7月に「蓮田市エンディングノート検討委員会」を立ち上げました。委員は市民団体からの推薦者、一般公募による市民に加え、専門家として医師、弁護士に参加していただき、以下のコンセプトに基づき作成しました。

《コンセプト》

「蓮田市エンディングノート～思いを伝える～」は、自分がより良く生きるためのものであり、書くために必要な基本的知識や情報が得られ、家族や大切な人と話し合うきっかけとなり、人生の最終段階等の意思決定について、適宜見直し、書き換えがしやすく、情報を共有することができるもの。

この度、初版から3年が経過したので、豆知識や相談・手続き先一覧を最新の情報に更新し改訂いたしました。

大切な思いを、未来へつなぐために、市民のみなさまにご活用いただけることを願っています。

もくじ

活用ポイント

.....P.3

わたしのこと

- プロフィール.....P.4
- あしあと.....P.5
- 今のわたし.....P.6

医療・介護について

- 健康状態.....P.7
- 人生の最終段階における
医療について.....P.7
- 介護について.....P.11
- 認知症などで、財産の管理・
判断能力が低下した場合...P.12

大切な人たち

.....P.13

- わたしに関わる人たち
- 大切な人たちへメッセージ
- ペット

亡くなったあとのこと

- 葬儀のこと.....P.14
- お墓のこと.....P.15
- 遺言書のこと.....P.16
- 自分の死亡を伝える相手のリスト.....P.17
- 定期契約のリスト.....P.18
- プライベートな品の後始末.....P.18
- 財産のこと.....P.19

相談・手続き先一覧.....P.22



蓮田市エンディングノート活用のポイント

❁ 自分が書きたいページから始めましょう。

- 初めからノートの全てを埋める必要はありません。
- まずは、自分が大切だと思うことから書き始めましょう。
- 自分の気持ちに近い内容を選んでチェック☑しましょう。

❁ 記載した内容は折をみて見返し、今の思いに書き換えましょう。

- 気持ちや考えは変わるものです。一度書いたものを時折見返して、確認しましょう。
- 必要があれば、何度でも書き換えましょう。

❁ ノートで整理した内容を家族や大切な人に伝えましょう。

- 自分で実現できない（管理・判断能力の低下や亡くなったあと等）内容や実現してほしい内容について、家族や大切な人など周りの方に伝えましょう。
- 内容については、相談したり意見を聞いてみたりしても良いでしょう。
- 人に知られたくない内容は、書かないほうが良いこともあります。

❁ このノートには法的効力はありません。

- ノートを書くことで自分の思いを整理し、これからの生き方の希望や残される家族や大切な人に伝えたいことをまとめるために、役立てましょう。
- 遺言書など、法的効力を発生させる必要があると思う内容が見つかった時には、専門家への相談などを検討しましょう。

❁ 保管には注意が必要です。

- ノートには大切な個人情報に記載されます。保管場所には十分に留意し、大切な人にだけ伝えておきましょう。

このノートの保管・処分をお願いしたい人

①氏名： _____ (関係) _____

②氏名： _____ (関係) _____



わたしのこと

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧



プロフィール

記入日

年 月 日

名前	生年月日
	西暦 年 月 日
住所 〒349- 埼玉県蓮田市	
本籍	
都・道・府・県 市・区・郡・村	
電話番号	携帯番号



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。



わたしのこと

活用ポイント



今のわたし

記入日

年 月 日

わたしのこと

好きなもの・好きなこと

趣味・特技		好きな言葉	
好きな色		好きな食べ物	
好きな花		好きな音楽	
好きな本		好きな映画	

宝物やコレクション あり なし

ありの場合は亡くなった後の取り扱いについて

医療・介護について

今取り組んでいること・やりたいこと

挑戦していること	
挑戦したいこと	
行きたいところ	
会いたい人	

大切な人たち

亡くなったあとのこと



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

相談・手続き先一覧



健康状態

記入日

年

月

日

かかりつけの 病院		主治医の名前	
治療中の病気		お薬手帳の 保管場所	
今までかかった 病気		保険証の 保管場所	



人生の最終段階における医療について

判断能力や意思伝達能力が不十分となってしまった場合、どのような医療やケアを受けるかについて、代理で判断を依頼したい人はいますか？

 いない

(1回目 記入日 年 月 日)

 いる (氏名:)

続柄:)

 いない

(2回目 記入日 年 月 日)

 いる (氏名:)

続柄:)



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

医療に関する豆知識 アドバンス・ケア・プランニング (人生会議)

死が近づくと、多くの人が判断能力や意思伝達能力を保つことが難しくなります。そうなってしまった場合でも、事前に家族や信頼できる人と話し合い、自分の考え方を伝えておくことが、自分の希望に沿った人生の最終段階の治療やケアを受けることにつながります。このように、人生の最終段階をどのように生きるかについて、家族や大切な人たち、医療スタッフなどと話し合うプロセスをアドバンス・ケア・プランニング (人生会議) といいます。まずは、肩肘張らずに、人生会議、始めてみましょう。



医療・介護について

🌸 治療が難しく、最終的に死に至るような病気にかかったとき、医師から伝えてほしいこと（複数選択可）

(記入日 年 月 日)

病名 予想される経過 予想される余命 いずれも知りたくない



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

医療に関する豆知識 自分の病気を「知る権利」と「知らされない権利」

全ての患者さんは自分の病気について「知る権利」をもっています。一方で、知りたくないことを「知らされない権利」も同時にもっています。もし自分が、死に至る病にかかってしまった時、その病気について、どこまで知りたいのか、知りたくないのかを考えてみましょう。また、その考え方を家族や信頼できる人に伝えておくようにしましょう。

🌸 治らない病気や老衰的な経過の中で、最終的に自力で食事がとれなくなったときにしてほしい医療処置（複数選択可）

(記入日 年 月 日)

経管栄養 末梢静脈輸液 中心静脈栄養 いずれも希望しない



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

医療に関する豆知識 人工的水分・栄養補給法

口から水分や食事が摂れなくなった場合、人工的にそれらを補給する手段は大きく分けて以下の3つです。

- ① **経管栄養**：胃まで挿入した管から栄養剤や水分を注入する方法です。管を鼻孔から入れるものを経鼻胃管、腹部にあけた小さな穴から入れるものを胃ろうといいます。経鼻胃管はあくまでも一時的な処置であり、数週間以上の経管栄養が必要な場合には原則的に胃ろうが選択されます。
- ② **末梢静脈輸液**：腕や脚などの血管（末梢静脈）から輸液製剤を注射する方法です。末梢静脈からは高濃度の栄養剤を投与することはできず、末梢輸液製剤の主成分は水で栄養分はわずかしか入っていません。末梢静脈輸液のみで維持できる生命期間は一般的に1～2ヶ月程度です。
- ③ **中心静脈栄養**：心臓に近い太い血管（中心静脈）にカテーテルという細い管を入れ、そこから高濃度の栄養剤を注射する方法です。長期の中心静脈栄養を行う場合には、CVポートという皮下埋込型のカテーテルを留置する処置が必要となります。

※ 長期的な延命を目的とするのであれば、原則的に胃ろうによる経管栄養か中心静脈栄養が選択されます。



🌸 治らない病気や老衰的な経過の中で、他の手段では取り除けない身体的苦痛が生じたときの、眠った状態にして苦痛を感じなくする治療

 希望する 希望しない

(記入日 年 月 日)



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

医療に関する豆知識 緩和医療と鎮静

生命の最終段階には、様々な原因により、痛みや息苦しさなどの苦痛が生じることがあります。医療用麻薬などを適切に使用することにより、大部分の症状緩和は可能ですが、それでも取りきれない苦痛が生じることがあります。そのような苦痛を緩和するための最終的な手段が鎮静（薬を使用して眠った状態にすること）です。意識レベルが低下するため苦痛を感じることは少なくなりますが、会話などのコミュニケーションが難しくなります。

🌸 治らない病気や老衰的な経過の中で、呼吸の維持が難しくなったときの、人工呼吸器による呼吸管理

 希望する 希望しない

(記入日 年 月 日)



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

医療に関する豆知識 人工呼吸器と延命治療

自発的な呼吸が失われたり、肺の機能が極端に低下したりした場合、人工呼吸器を使用することで、生命維持が可能となることがあります。呼吸状態が改善すれば人工呼吸器を外すことができますが、改善しない場合、人工呼吸器を治療途中で外すことは現在の日本の法制度下では非常に困難です。つまり、いったん人工呼吸器をつけると、呼吸状態改善の可能性と同時に、本人の意思とは無関係に、人工呼吸器をつけたまま余命を過ごすことになる可能性が生じます。



医療・介護について

治らない病気や老衰的な経過の中で、心臓が止まったときの、胸骨圧迫・電氣的除細動・気管挿管を含む心肺蘇生術

希望する 希望しない (記入日 年 月 日)



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

医療に関する豆知識 終末期における心肺蘇生

有効な心拍が停止している場合には自発呼吸も停止するので、蘇生のためには心臓・肺双方への処置が行われます。具体的には、胸骨圧迫（心臓マッサージとも呼ばれますが、胸骨や肋骨の骨折はほぼ必発ですので「マッサージ」という語感はそのくないかもしれません）や電氣的除細動（心臓に電気ショックを与えて心拍リズムを整える処置）、気管挿管（のどにチューブを挿入）して人工呼吸器につなぐという処置が行われます。これらはセットの処置ですので、どれかをやっどどれかをやらない、ということは原則的にはなく、心肺蘇生をするかしないかの二択になります。病気の最終段階への進行や老衰により心肺停止に至った場合、心肺蘇生術を行っても蘇生することはまずありません。このような処置を希望しない場合には、その意向を医療スタッフと共有しておく必要があります。

人生最期の時をどこで迎えたいですか？

(記入日 年 月 日)
 自宅 施設 病院 その他 ()



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。

医療に関する豆知識 住み慣れた場所で最期を迎えるには

現在の日本では自宅で亡くなる方は13%程度です。最期を自宅で迎えるためには、往診で看取りをしてくれる『かかりつけ医』を持っておく必要があります。施設によって看取りへの対応は様々で、医師と連携して最期までケアしてくれる施設もあれば、最終的には病院へ搬送して看取りを行う施設もあります。

人生の最終段階において、自宅や施設で心肺停止が生じた場合、救急車を呼ぶかどうかは慎重に判断しなければなりません。現在の制度下においては、救急隊は心肺停止患者をみたら原則的に、前述の心肺蘇生術を施しつつ高度な医療処置が可能な救急病院へ搬送する必要があるため、搬送先は普段のかかりつけではないこともありえます。かかりつけでない搬送先で死亡が確認されそれまでの経過が不明と判断された場合、事件などの可能性が否定できない異状死として扱われ警察の介入が生じることがあります。なお、自宅で終末期の心肺停止が起こった場合でも、かかりつけの医療機関からの往診を受けて病死であることが確認されれば、警察が介入することはありません。



認知症などで、財産の管理・判断能力が低下した場合

身の回りのことや財産の管理

(記入日 年 月 日)

お願いしている人が いる いない

氏名	関係	住所	電話番号

(記入日 年 月 日)

任意後見人が いる いない

氏名	関係・職種	住所	電話番号

※ 任意後見人は、公正証書で、預貯金の管理や見守りをお願いしている人のことです。

判断能力が低下した場合の成年後見制度について

(記入日 年 月 日)

成年後見制度について 知っている 知らない

利用したい 判断能力が落ちてしまったらやむを得ない 利用したくない
選んだ理由：

制度に関する豆知識 成年後見制度とは

認知症などで判断能力が低下すると、身の回りのことや金銭・財産の管理が難しくなり、生活する上で支障が出てきます。

- **法定後見制度**：判断能力の低下を補うものとして、家庭裁判所が支援する人（後見人等）を選び、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人を守る制度です。支援する後見人等には、家族や親せきのほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家になることもあります。
- **任意後見制度**：将来、判断能力が低下した場合に備えて、ある程度元気なうちに、財産の管理や生活上の契約などを自分に代わって行う信頼できる人を、公正証書によりあらかじめ決めておく制度です。金銭管理をめぐるトラブルを未然に防ぐためにも任意後見制度は有効です。

※ より詳しく知りたい、相談したいかた P.22からの相談・手続き先一覧参照



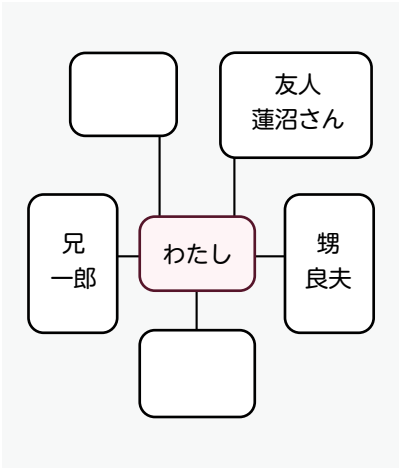
わたしに関わる人たち

記入日

年 月 日

※ 名前と関係等を記入します。

例)



わたし



大切な人たちへメッセージ

記入日

年 月 日

氏 名	関 係	伝えたいこと



ペット

記入日

年 月 日

種類・名前	性別	生まれた年
-------	----	-------

自分にもしもの事があったら（例：〇〇さんに引き取ってもらうようお願いをしている等）

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧



亡くなったあとのこと

活用ポイント



葬儀のこと

記入日

年 月 日

わたしのこと

葬儀の種類・場所

- 既に用意してある（名称・場所・連絡先等： ）
- 希望がある 最小限最低限の形式でお任せする

希望する内容 例) 葬儀の種類・場所、宗教

医療・介護について

葬儀についての豆知識 葬儀の種類

- **社葬・個人葬**：会社や遺族が主催して行う一般的なもの。
- **家族葬**：親族や親しい人で行うもの。他の方々に失礼のないようお知らせし、弔問・香典等辞退する必要があります。
- **密葬**：親族のみで行うもの。密葬後、日を改めて本葬を行うことが通例です。
- **お別れの会(偲ぶ会)**：宗教者を招かずに自由な形で行うもの。焼香の代わりに献花や、音楽を流すなどが多くみられます。
- **散骨・樹木葬**：散骨葬は、山や川などへ散骨し、自然に帰すもので、取り扱っている葬儀社へ依頼できます。また、樹木葬は墓標として樹木を植えて埋葬するものです。
- **生前葬**：本人が生きているうちに行うもの。

大切な人たち

喪主について

- 希望がある （任せたい人： ）
- お任せする

亡くなったあとのこと

遺影

- 用意してある （保管場所： ）
- お任せする

※ P.26に遺影用の写真貼付ページあり

相談・手続き先一覧

葬儀の費用

- 用意してある （保管場所： ）
- 私の預貯金などでまかなってほしい
- その他 （ ）

**葬儀についての豆知識 死後事務委任契約**

ご自身が亡くなったあとの、葬儀や埋葬、入院費や施設費の支払いなどを目的として、任意の相手と、死後事務委任契約というものを生前に締結しておくこともできます。

もっとも、人選、費用負担、遺言内容との調整（遺言を残す場合）など十分な検討をしないで同契約をしてしまうと、かえって亡くなったあとにトラブルとなってしまう可能性がありますので、P22からの相談・手続き先一覧を参考に専門家の助言を受けた上で契約を締結することをおすすめします。また、依頼する相手が個人の場合、病气事故などにより事務が出来なくなってしまうリスク、依頼する相手が法人（会社等）の場合、その法人が倒産などによりなくなってしまうリスクがあります。

葬儀についての豆知識 遺産の仮払い制度

ある方が亡くなったときに、そのことを親族等が銀行に連絡すると、亡くなった方の口座は凍結されて、キャッシュカード等を持っていてもお金を引き出すことはできなくなってしまいます。

この凍結を解除するには、相続人（亡くなった方の配偶者や子など）全員で、遺産分割協議書という、遺産の分け方を決めた書面を作成しなければなりません（遺言書がある場合は別の取り扱いになる可能性もあります）。

一般的に、この協議書を作成するにはそれなりの期間を要するのですが、他方で、葬儀費用や、入院していた病院の入院費等はすぐに必要になってきます。このような場合のために、預貯金の仮払制度というものがあります。法定の相続人に該当する方が、戸籍や本人確認書類など必要書類を持って直接金融機関に出向けば、一定額まで遺産の仮払いを受けられるという制度です。

なお、この制度は、令和元年7月1日に始まっていますが、同制度開始以前に亡くなった方についても利用することができます。

※ 仮払い金額の上限

死亡時の残高×1／3×法定相続分までかつ1金融機関ごとに150万円（法務省令）まで

例) 死亡時残高600万、相続人は妻と子一人。妻が仮払いを求めに行った場合。

$600 \times 1 / 3 \times 1 / 2$ (法定相続分) = 100万円まで仮払いが受けられる。

**お墓のこと**

記入日

年 月 日

お墓に関する希望

既に用意してある（名称・場所等：)

お任せする

下記のとおり希望する

希望する内容

お墓の費用

私の預貯金などでまかなってほしい

その他 ()



亡くなったあとのこと



遺言書のこと

記入日

年 月 日

遺言書	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
種類	<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言	<input type="checkbox"/> 公正証書遺言
保管場所（保管者）		

遺言書に関する豆知識 遺言の種類

亡くなった後の遺産の分け方を決める遺言書は、大きく分けて2種類あります。

①自筆証書遺言（じひつしょうしょ ゆいごん）

- 長 所：費用ゼロ、立会人不要、好きなとき好きな場所で書ける。
- 短 所：民法所定の要件（例えば、自筆で書く、年月日を入れる、など）を一つでも欠くと無効になってしまいます。また、遺言書の存在と場所をきちんと伝えておかないと、亡くなった後、遺言書が発見されず、遺言が実行されないリスクもあります。

②公正証書遺言（こうせいしょうしょ ゆいごん）

- 長 所：公証人が作成するため形式面のミスは極めてまれなため、無効とされにくい。原本を公証役場で保管するため、紛失や隠匿のリスクがほぼない。
- 短 所：遺産の金額に応じて、作成費用がかかります（2～4万円くらいのことが多い）。また、ご自身以外に証人（相続人でない方等条件あり）が、2名必要です。なお、足が悪い等で外出が難しい方については、公証人が出張する制度もあります（この場合、作成費用以外に出張の日当が必要となります）。

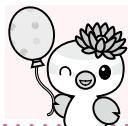
遺言書に関する豆知識 自筆の遺言の保管制度（法務局）

自筆の遺言の欠点として、紛失や火災に弱い点が指摘されていましたが、現在は、法務局における（自筆の）遺言書保管制度があります。A4サイズなど所定の様式で書かなければならず、また、住民票の写し等の必要書類、申請1件（遺言書1通）につき3,900円の手数料がかかりますが、遺言書の検認（法定相続人に通知して家庭裁判所で確認をする手続き）が不要になる、紛失リスクがなくなるなど利点も多いです。興味のある方はお近くの法務局までお問い合わせください。

法務省によると、制度開始後、全国で毎月1,000から2,000件程度の保管利用があるという統計があります。



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。



自分の死亡を伝える相手のリスト

記入日

年 月 日

 連絡してほしい人がいる 誰にも連絡しなくてよい

🌸 亡くなったとき、すぐに連絡してほしい人

	氏名	住所	電話番号	関係
1				
2				
3				

🌸 通夜、葬儀の連絡をしてほしい人

	氏名	住所	電話番号	関係
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

🌸 葬儀が終わったあとに連絡してほしい人

	氏名	住所	電話番号	関係
1				
2				
3				
4				
5				



亡くなったあとのこと

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧



定期契約のリスト

記入日

年 月 日

内 容	支 払 先	連 絡 先	支 払 方 法	金 額 / 月
家 賃			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
電 気			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
ガ ス			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
水 道			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
電 話			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
新 聞			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
宅配サービス			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
携帯電話・スマートフォン			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
PCプロバイダー			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い	
クレジットカード				

※ 亡くなった後に、これらの定期契約を停止・解約しておかないと引き落としが継続してしまう可能性があります。



プライベートな品の後始末

記入日

年 月 日

遺品整理

- 依頼している（業者名： _____ 電話番号： _____）
 お任せする

日記

- あり なし
- 読まないで廃棄してほしい 読まないで棺に入れて焼いてほしい
- 家族の判断に任せる その他（ _____ ）



🌸 携帯電話・スマートフォンなど

あり なし

中身を見ないで処分してほしい

家族の判断に任せる

その他 ()

契約会社		携帯番号	
メール			

🌸 パソコン

あり なし

中身を見ないで処分してほしい

家族の判断に任せる

その他 ()



財産のこと

記入日

年 月 日

🌸 預貯金

金融機関名		支店名	
金融機関名		支店名	
金融機関名		支店名	
金融機関名		支店名	

🌸 年金

種類	証書番号	受取金融機関/連絡先

🌸 生命保険

会社名		支店名	
会社名		支店名	



亡くなったあとのこと

🌸 火災保険・地震保険

会社名		支店名	
-----	--	-----	--

🌸 株式・有価証券・投資信託など

会社名		支店名	
会社名		会社名	

🌸 不動産

種類	用途	住所	持ち分
<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地			<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有
<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地			<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有
<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地			<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有

※ 用途・自宅の敷地、駐車場、貸している等

🌸 負債

借入先		連絡先	
借入先		連絡先	
借入先		連絡先	

相続に関する豆知識 遺言書と法定相続分

自分の亡くなったあとが気になる方へ

遺言書を残さない場合、基本的にはここで述べる法定相続分に従って、遺産が分けられることとなります。この家は妻に残したい、など遺産分けの方法を自分で指定したい場合は、遺言書を作成することをおすすめします。

● 誰が相続人になるのか（法定相続人）

民法は次の通り定めています。

配偶者 + **子** ※配偶者がいない場合、子のみです。

↓ 子がないなら

配偶者 + **親**

↓ 親がない（亡くなってしまっている）なら

配偶者 + **兄弟姉妹**



●どのくらいの取り分があるのか（法定相続分）

配偶者	+	子	→	配偶者 1 / 2、子 1 / 2（複数いる場合は人数割）
配偶者	+	親	→	配偶者 2 / 3、親 1 / 3
配偶者	+	兄弟姉妹	→	配偶者 3 / 4、兄弟姉妹 1 / 4

いざ相続人になった方へ

●何が遺産で、何が遺産ではないのか

- 遺産の例→亡くなった「ときに」本人名義だった財産
 プラスの財産：不動産、動産（車など）、現金、預貯金、有価証券、土地を借りる権利など
 マイナスの財産：借金、保証債務、損害賠償債務（例えば、交通事故の賠償金）
- 遺産に含まれないもの→契約等により亡くなった「後に」発生する財産
 例）生命保険、死亡退職金、遺族年金
 - 香典、弔慰金…喪主や遺族への贈与であって、遺産には含まれません。
 - 墓、仏壇など…相続ではなく、慣習*で決まります。
 ※ 長子や、最も身近で世話をしていた親族などが多いです。

●相続と相続放棄

プラスの遺産よりもマイナスの遺産の方が多いなど、何も相続したくない場合、相続放棄を行うことができます。原則として、本人が亡くなったことを知ってから3か月以内にしかできない制度ですが、戸籍等必要書類を用意して、亡くなった方の最後の住所地の家庭裁判所に、相続放棄申述書を提出することで放棄をすることができます。

注意点として、相続人の話し合いの中で、「私は何もいらない」と言っても、それは正式な放棄にはなりません。家庭裁判所への手続きが必要です。

※ より詳しく知りたい、相談したいかた P.22からの相談・手続き先一覧参照

●遺産分割

遺言書がない場合、上述法定相続分を目安に、相続人全員の協議によって、遺産分けの協議（話し合い）を行うこととなります。

合意ができた場合は、銀行の解約や不動産の登記を行うために、遺産分割協議書を作成することとなります。合意ができない場合は、家庭裁判所に申し立てることにより、調停や審判に進むこととなります。

●相続登記の義務化

遺産の中に不動産が含まれる場合、2024年4月1日から、相続の登記をすることが義務化されます。具体的には、ご本人が亡くなって不動産の相続があることを知った日または2024年4月1日のうち、「遅い方から」3年以内に、相続人が相続登記の申請をしなければなりません。

2024年4月1日より「前に」亡くなったかたの不動産についても登記が義務化されますので、不安のある場合はお早めに法務局などにご相談ください。



※ 書き足りないことや、お考えが変わったとき等 自由に記載してください。



相談・手続き先一覧

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧

相談・手続きの時期	主な内容	担当	電話番号
生前から	相続・遺言に関する相談 (法律、登記等) ※事前予約制	広報広聴課	蓮田市役所 048-768-3111 (代表)
	消費生活相談・多重債務相談	蓮田市消費生活センター (商工課)	蓮田市役所 048-768-3111 (代表)
	介護保険制度、高齢者のサービス	長寿支援課	蓮田市役所 048-768-3111 (代表)
	障がい者の手当・助成 障がい者の相談	福祉課	蓮田市役所 048-768-3111 (代表)
	高齢者の総合相談窓口	在宅医療介護課(蓮田市黒浜 地域包括支援センター) 担当地区：黒浜圏域	蓮田市役所 048-768-3111 (代表)
		蓮田市蓮田地域包括支援センター (蓮田駅西口行政センター内) 担当地区：蓮田圏域	048-764-5115
		蓮田市閏戸・平野地域包括支 援センター(特別養護老人ホー ム「吾亦紅」内) 担当地区：閏戸・平野圏域	048-766-0022
	在宅での医療に関する相談	在宅医療サポートセンター 相談窓口	080-8147-4890
	相続税や所得税に関する相談	春日部税務署 (電話相談センター)	048-733-2111 (代表) 音声案内〔1〕番を選択
	成年後見制度に関する 手続き案内	さいたま家庭裁判所後見センター	048-863-8816
	認知症高齢者や障がいのあるか たの生活相談や法律相談	社会福祉法人埼玉県社会福祉 協議会権利擁護センター	048-822-1204 048-822-1240
	判断能力が不十分なかたの支援 (あんしんサポートねっと事業・ 成年後見人等の相談)	社会福祉法人 蓮田市社会福祉協議会	048-769-7111
成年後見人等を必要としている かたの相談	福祉課	蓮田市役所 048-768-3111 (代表)	
成年後見制度に関する専門相談 窓口	埼玉弁護士会高齢者・障害者 権利擁護センター「しんらい」	048-710-5666	



相談・ 手続きの 時期	主な内容	担 当	電話番号
生前から	成年後見電話相談(無料)	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート埼玉支部	050-5527-9897 (毎週木曜日 13:00~16:00)
		公益社団法人社会福祉士会権利 擁護センターぱあとなあ埼玉	048-857-1717 (毎週土曜日 10:00~13:00)
		関東信越税理士会成年後見支 援センター	048-796-4562 (毎週火曜日 10:00~15:30)
	自筆証書遺言書保管制度のご案内	さいたま地方法務局久喜支局	0480-21-0215(代表) 音声案内〔3〕番を選択
	運転免許証の返納 運転経歴証明書の交付	岩槻警察署	048-757-0110
		埼玉県警察運転免許課(運転 免許センター)	048-543-2001(代表)
	遺言・相続問題・成年後見等の 法律問題のご相談	埼玉弁護士会法律相談センター	048-710-5666
日本司法支援センター「法テ ラス」		0570-078374 03-6745-5600	
死亡後	国民年金・厚生年金保険の未支 給年金、遺族年金等に関する手 続き・相談(※予約制)	春日部年金事務所	048-737-7112(代表) 音声案内〔1〕番、次に 〔2〕番を選択 予約受付専用電話 0570-05-4890
	自動車名義の変更	関東運輸局埼玉運輸支局	050-5540-2026 (自動音声でご案内 します。)
	遺言書の検認・開封 (自筆の遺言書を保管・発見した 場合)	遺言者の最後の住所地を管轄 する家庭裁判所	—
	特定医療費(指定難病)受給停止 の手続き	幸手保健所	0480-42-1101
	相続による所有権等移転登記	さいたま地方法務局久喜支局	0480-21-0215(代表) 音声案内〔2〕番を選択
	相続登記に関するご相談	埼玉司法書士会総合相談センター	048-838-7472 予約受付専用電話 (平日 10:00~16:00)

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧



相談・手続き先一覧

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧

相談・手続きの時期	主な内容	担当	電話番号
死亡後	相続放棄等の申し立て (放棄をしたいかたのみ) ※相続の開始があったことを 知った時から3か月以内	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所	—
	死亡退職金の請求	故人の勤務先	—
	運転免許証の返納	岩槻警察署	048-757-0110
		埼玉県警察運転免許課(運転免許センター)	048-543-2001(代表)
	パスポートの返納	市民課	蓮田市役所 048-768-3111(代表)
パスポートセンター(大宮)		パスポートセンター 048-647-4040	
死亡から7日以内	死亡届の提出	市民課	蓮田市役所 048-768-3111(代表)
	死体埋火葬許可証交付申請		
死亡から10日以内	年金受給停止手続き (厚生年金)	春日部年金事務所	048-737-7112(代表) 音声案内〔1〕番、次に〔2〕番を選択
死亡から14日以内	年金受給停止の手続き (国民年金)	春日部年金事務所	048-737-7112(代表) 音声案内〔1〕番、次に〔2〕番を選択
	世帯主変更の届出	市民課	蓮田市役所 048-768-3111(代表)
	国民健康保険資格喪失届	国保年金課	蓮田市役所 048-768-3111(代表)
	介護保険資格喪失届	長寿支援課	蓮田市役所 048-768-3111(代表)
	後期高齢者医療制度の手続き	国保年金課	蓮田市役所 048-768-3111(代表)
死亡から1か月以内	雇用保険受給資格者証の返還	受給していたハローワーク	—



相談・ 手続きの 時期	主な内容	担 当	電話番号
死亡から 2年以内	国民年金の死亡一時金の請求 (国民年金加入の場合)	国保年金課 または、春日部年金事務所	蓮田市役所 048-768-3111 (代表) または 春日部年金事務所 048-737-7112 (代表) 音声案内〔1〕番、次に 〔2〕番を選択
	葬祭費の請求 (国民健康保険被保険者、後期高 齢者医療制度被保険者の場合)	国保年金課	蓮田市役所 048-768-3111 (代表)
	葬祭費の請求 (健康保険被保険者の場合)	各種健康保険組合 または、全国健康保険協会	—
	葬祭料・家族葬祭料請求 (船員保険加入者の場合)	各種健康保険組合 または、全国健康保険協会	—
	高額医療費の申請	故人が加入していた各種健康 保険組合	—
死亡から 3年以内	生命保険金の請求 (保険の種類により期限が異なります。)	生命保険会社	—
	労災保険の埋葬料請求 (労災でなくなった場合)	故人の勤務先を所管する労働 基準監督署	—
死亡から 5年以内	遺族基礎年金の請求 (国民年金加入の場合)	国保年金課 または、春日部年金事務所	蓮田市役所 048-768-3111 (代表) または 春日部年金事務所 048-737-7112 (代表) 音声案内〔1〕番、次に 〔2〕番を選択
	寡婦年金の請求 (国民年金加入の場合)	国保年金課 または、春日部年金事務所	蓮田市役所 048-768-3111 (代表) または 春日部年金事務所 048-737-7112 (代表) 音声案内〔1〕番、次に 〔2〕番を選択
	遺族厚生年金の請求 (厚生年金加入の場合)	春日部年金事務所	048-737-7112 (代表) 音声案内〔1〕番、次に 〔2〕番を選択

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧



遺影用写真貼付欄



遺影用の写真を封筒に入れて貼り付けましょう。



あなたの思いを自由にお書きください。



A large writing area consisting of 20 horizontal dashed lines for text entry.

活用ポイント

わたしのこと

医療・介護について

大切な人たち

亡くなったあとのこと

相談・手続き先一覧

🌸 住み慣れたまちのこの風景とともに



元荒川の桜堤



「蓮田市エンディングノート ～ 思いを伝える～」

発行日	初版	令和2年2月発行
	第2版	令和5年10月発行
編集・発行	蓮田市	健康福祉部 在宅医療介護課
	住所	埼玉県蓮田市大字黒浜2799-1
	電話	048-768-3111 (代表)
監修	奏診療所	医師 外山哲也
	深谷駅前法律事務所	弁護士 小屋野匡

※この冊子は、蓮田市公式ホームページからダウンロードできます。